社会教育関係団体登録制度

福生市では、市内で社会教育活動又は生涯学習活動を行っている団体の活動を支援及び促進することを目的に、社会教育関係団体登録制度を設けています。

登録すると...

- ・登録された団体は、市内の地域会館(全8館)の使用料の免除を受けられます。
- ・団体の活動内容等は、冊子「社会教育関係団体 登録団体一覧」および福生市の ホームページにて**公開**します。
- 市民から問い合わせがあった場合、団体の紹介をする可能性があります。

登録できる団体の条件

- ① 団体の会員が、自主的・主体的に運営し、活動が公開された団体。 (運営が講師に依存しているいわゆる「教室」のような団体は登録が出来ません。)
- ② 継続的かつ計画的に社会教育活動を行う団体。
- ③ 団体としての規約または会則がある。
- 4 代表者が、原則として市内在住または在勤である。
- ⑤ 連絡先(代表者及び常任の講師以外の者)が福生市内にある
- ⑥ 団体の構成員が3名以上であり、その半数が福生市内在住または在勤である。

また、上記の条件を満たしていても、下記のいずれかに該当する団体は登録できません

- ・もっぱら営利活動を行うことを主たる目的とする団体
- ・特定の政治活動を主たる目的とする団体
- ・特定の宗教活動を主たる目的とする団体

必要な書類

社会教育関係団体 登録申請書

- ・福生市ホームページよりダウンロードしてください。
- 各地域会館でもお渡ししています。

団体規約(会則)

・ご自身で書式を作成し、提出してください

団体役員会員名簿

- ・福生市ホームページよりダウンロードしてください。
- 各地域会館でもお渡ししています。

団体活動計画書

- ・福生市ホームページよりダウンロードしてください。
- 各地域会館でもお渡ししています。

団体紹介資料

- ・福生市ホームページよりダウンロードしてください。
- ・各地域会館でもお渡ししています。

会計報告 (会費を徴収している団体のみ)

- ・福生市ホームページよりダウンロードしてください。
- 各地域会館でもお渡ししています。

確認表

- ・福生市ホームページよりダウンロードしてください。
- 各地域会館でもお渡ししています。

申請受付場所

福生市内の下記地域会館(全8館)

- ・わかぎり会館 ・わかたけ会館 ・扶桑会館 ・かえで会館

- ・白梅会館
- ·松林会館
- ・さくら会館 ・田園会館

登録証の有効期限

登録日の属する年度を含み、3年度間。

- 例:(1)平成24年10月に登録 → 平成27年3月末日まで有効

 - (2) 平成 25 年 2 月 に 登録 → 平成 27 年 3 月末日まで 有効

登録きでのながれ

書類を揃える

・福生市ホームページより、申請に必要な書類をダウンロード しましょう。各地域会館にも用意してあります。

提出する

・ダウンロードした書類に記入したら、団体規約(会則)と ともに、利用される地域会館へ提出しましょう。

登録証の発行

- ・審査を経て、登録が決定した団体には登録証が渡されます。
- ・地域会館の使用申請をする際には、必ず提示してください。
- ・有効期間が終わるまで、紛失しないようにご注意ください。

登録の更新・変更・取消

1、更新

- ・更新手続きは、有効期限満了の4か月前から行うことができます。
- ・更新に必要な書類、申請受付場所、更新の流れは、新規登録と同様です。p2~3をご覧ください。

2、変更

•団体の規約、会則、代表者等を変更した場合は、その都度速やかに 利用している地域会館へ届け出てください。

3、取消

- ・登録団体が下記の事項に該当する場合は、団体登録の取り消し対象となるため、速やかに届け出をし、登録証を返還してください。
 - ①解散又は登録基準に該当しなくなったとき。
 - ②虚偽の申請により登録の取消を受けた時。
 - ③社会教育施設を不適切に利用したとき。

よくある問い合わせ

Q1、「社会教育活動」「生涯学習活動」とは、どのようなことを言うのですか?

- ・技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域を良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことを言います。
 - (例)・文化・芸術・芸能活動(音楽、絵画、手芸、園芸、写真、料理など)
 - ・体育・レクリエーション活動(各種スポーツ・野外活動など)
 - ・ボランティア活動(子供・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど)
 - ・学習活動(話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など)
- Q2、申請から登録まで、どのくらい時間がかかりますか?
 - ・1週間から2週間程度かかります。
- Q3、地域会館の使用申し込みで、時間や回数に制限はありますか?
 - ・特にありません。申し込みの開始時期についても、一般の利用者と変わらず1か月前から となっています。
- Q4、これから団体を設立しようと考えているのですが、先に社会教育関係団体の登録申請を することは可能ですか?
 - ・登録申請をする時点で団体が設立されていない場合、登録できる団体の条件を満たしているのか判断できかねますので、団体設立後の申請をお願いします。

問い合わせ先

福生市教育委員会教育部

生涯学習推進課 生涯学習推進係

住 所: 〒197-8501 福生市本町5番地

(福生市役所 第2棟2階)

電 話:042-551-1950(直通)

FAX: 042-552-2622